



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 1
- 町営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課） 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） 2
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 2
- 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告（県民生活課） 2
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） 3
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） 4
- 大規模小売店舗の廃止の届出（商工振興課） 4

訓 令

- 沖縄県広報アドバイザー設置規程を廃止する訓令 5

公安委員会事項

- 警備員等の検定等に関する規則による審査 5

告 示

沖縄県告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区の解散を認可した。

平成20年 2月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 糸満市北波平土地改良区
- 2 事務所の所在地 糸満市字糸満2075番地
- 3 認可年月日 平成20年 1月28日

沖縄県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、町営土地改良事業計画の変更に関し次のとおり同意した。

平成20年 2月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 久米島町
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 仲地地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農用地保全）
- 3 同意年月日 平成20年 1月28日

沖縄県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年2月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡南大東村字新東518番、534番1
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第46号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成20年2月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
石川市・読谷村加入区	定置漁業	うるま市石川東山本町一丁目11番17号 伊波正郎 読谷村都屋33 読谷村漁業協同組合

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年3月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年1月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人文化経済フォーラム
- 3 代表者の氏名 中野宏
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平468番地8
- 5 定款に記載された目的 この法人は、文化と経済が接合した心豊かな社会の実現を目指す。広く一般社会人及び青少年を対象として、文化経済に関する政策提案型の調査・研究・実践等の事業及び活動を通じて生涯教育、後継者育成、生きがいの創出、地域振興、環境保護、文化芸術活動等に寄与し、以って、社会貢献に資することを目的とする。

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、次の貸金業者の営業所及び事務所の所在地並びに所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成20年2月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 商号又は名称 株式会社秀東
- (2) 氏名又は代表者の氏名 上里良晋
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市樋川2丁目6番10号

- (4) 登録番号 沖縄県知事(5)第02200号
- (5) 登録年月日 平成17年12月1日
- 2 (1) 商号又は名称 ゴールドファイナンス
- (2) 氏名又は代表者の氏名 金城珍陽
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市曙1丁目16番36号嘉数荘301号室
- (4) 登録番号 沖縄県知事(N1)第03990号
- (5) 登録年月日 平成18年2月20日
- 3 (1) 商号又は名称 信用リース
- (2) 氏名又は代表者の氏名 具志堅成敏
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市天久2丁目28番17号田仲ハウス303
- (4) 登録番号 沖縄県知事(1)第04038号
- (5) 登録年月日 平成18年10月20日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成20年2月5日から同年6月5日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。

平成20年2月5日

沖縄県知事 仲井真弘多

- 1 届出年月日 平成19年12月21日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ平真店 石垣市字登野城632番地
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ビッグワン 沖縄市南桃原三丁目1番2号 代表取締役 玉城榮信
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 琉球ジャスコ株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 栗本建三
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年8月22日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,734平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 71台
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 60台
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 28平方メートル
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 39.1立方メートル
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3カ所、出口3カ所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成20年2月5日から同年6月5日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部産業振興課において縦覧に供する。

平成20年2月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンフティーマ 宜野湾市普天間二丁目14番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ティ・エム・オ普天間 宜野湾市普天間二丁目14番1号 代表取締役 平良清治
- 3 届出年月日 平成20年1月7日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - 変更前 具志堅健秀
 - 変更後 平良清治
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 変更前 次の表のとおり
 - 変更後 次の表のとおり
 （「次の表」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部産業振興課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成17年5月27日
 - (2) 4(2) 次の表のとおり
 （「次の表」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部産業振興課において縦覧に供する。）
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成20年2月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターサンキュー宜野湾店 宜野湾市字上原163番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社マルケン 宜野湾市上原二丁目14番5号 代表取締役 仲本賢勇
- 3 届出年月日 平成20年1月24日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 廃止前 1,116平方メートル
 - 廃止後 671.047平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成19年12月14日

訓 令

沖縄県訓令第2号

知 事 部 局

沖縄県広報アドバイザー設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成20年2月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県広報アドバイザー設置規程を廃止する訓令

沖縄県広報アドバイザー設置規程（平成6年沖縄県訓令第30号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成20年2月5日から施行する。

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会告示第11号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成20年2月5日

沖縄県公安委員会

1 審査種別、日時等

審 査 種 別	定員	審 査 日 時 及 び 場 所
空港保安警備業務	一級 15人	(1) 審査日時 平成20年3月8日（土曜日）午前9時30分から午後6時 までの間（集合時間：午前9時） (2) 審査場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階
	二級 15人	
施設警備業務	一級 15人	
	二級 15人	
交通誘導警備業務	一級 15人	
	二級 15人	
貴重品運搬警備業務	一級 15人	
	二級 15人	

2 審査対象者

審査は、左欄に掲げる警備業務及び中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、規則附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

空港保安警備業務	一級	規則附則第6条第1号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第2号に規定する旧一級又は旧二級検定に合格した者
施設警備業務	一級	規則附則第6条第3号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第4号に規定する旧一級又は旧二級検定に合格した者
交通誘導警備業務	一級	規則附則第6条第5号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第6号に規定する旧一級又は旧二級検定に合格した者

貴重品運搬警備業務	一級	規則附則第6条第9号に規定する旧一級検定に合格した者
	二級	規則附則第6条第10号に規定する旧一級又は旧二級検定に合格した者

3 審査内容

審査は、次表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

学 科 試 験		実 技 試 験	
科 目	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	科目	警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。(護身の方法に関する専門的な能力)
問題数	10問		

4 申請手続

- (1) 審査申請 審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、審査申請書1通に必要な事項を記入するとともに、当該申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限り)1葉及び旧検定(規則附則第6条各号に規定する検定をいう。)に係る合格証(以下「旧検定合格証」という。)の写しを添付し、申請者本人が(3)に掲げる申請先に提出すること(郵送による申請は受け付けない。)。この場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住している場合は、住所地を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面を添付しなければならない。
- (2) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。
- (3) 申請先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)
- (4) 受付期間 受付期間及び受付時間は、平成20年2月12日(火曜日)から同月22日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受付期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切る。
- 5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書(規則第11条に規定するものをいう。)を交付する。
- 6 その他
 - (1) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。
 - (2) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗り入れを禁止する。
- 7 問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円